○ごみ処理施設使用に関する条例

制定　昭和47年３月15日　条例第２号

改正　昭和63年３月５日　条例第１号
平成11年３月３日　条例第１号
平成18年３月14日　条例第１号
平成19年２月23日　条例第１号
平成23年11月21日　条例第10号
令和元年12月３日　条例第３号
令和２年７月22日　条例第２号

第１条　当組合のごみ処理施設（以下「施設」という。）を使用しようとする者は，管理者の承認を受けなければならない。

２　管理者は，産業廃棄物又は施設の管理上支障があると認める廃棄物に係る施設の使用については，これを承認してはならない。

第２条　施設の使用承認を受けた者は，使用料を納付しなければならない。

２　前項の使用料の額は，ごみ10キログラムまでごとに105円とする。

３　前項の重量の認定が困難なごみについては，容量により認定することができる。この場合容量３立方メートルにつき重量1,000キログラムの割合で算出した料金額とする。

４　前２項の使用料徴収の基礎となる数量は，管理者が認定する。

５　前各項に定めるもののほか，使用料の徴収について必要な事項は，管理者が定める。

第３条　管理者は，天災その他特別の理由があると認めるときは，前条の使用料を減免することができる。

第４条　管理者は，承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは，施設の使用を拒み，期間を定めて施設の使用を停止し，又は使用承認の取消しをすることができる。

(1)　使用承認の条件に違反したとき。

(2)　この条例又はこの条例に基づく組合規則の規定に違反したとき。

(3)　施設の管理上支障があるとき。

第５条　豊中市又は伊丹市（これらの市が委託した業者を含む。）が一般家庭から排出されたごみ（臨時に排出されたものを除く。）を収集したものに係る施設の使用については，この条例は適用しない。

第６条　この条例の施行について必要な事項は，管理者が定める。

第７条　詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は，その徴収を免れた金額の５倍に相当する金額（当該５倍に相当する金額が50,000円を超えないときは，50,000円とする。）以下の過料を科する。

附　則

１　この条例は，昭和47年４月１日から施行する。

２　令和３年１月１日から同年３月31日までの間における第２条第２項の規定の適用については，同項中「105円」とあるのは，「87円」とする。

附　則（昭和63年３月５日条例第１号）

１　この条例は，昭和63年４月１日から施行する。

２　この条例による改正後のごみ処理施設使用に関する条例の規定は，この条例の施行の日以後のごみ処理施設の使用に係る使用料から適用する。

附　則（平成11年３月３日条例第１号）

１　この条例は，平成11年10月１日から施行する。

２　この条例による改正後のごみ処理施設使用に関する条例の規定は，この条例の施行の日以後のごみ処理施設の使用に係る使用料から適用する。

附　則（平成18年３月14日条例第１号）

この条例は，平成18年４月１日から施行する。

附　則（平成19年２月23日条例第１号）

この条例は，平成19年４月１日から施行する。

附　則（平成23年11月21日条例第10号）

１　この条例は，平成24年10月１日から施行する。

２　この条例による改正後のごみ処理施設使用に関する条例の規定は，この条例の施行の日以後のごみ処理施設の使用に係る使用料から適用する。

附　則（令和元年12月３日条例第３号）

１　この条例は，令和３年１月１日から施行する。

２　この条例による改正後のごみ処理施設使用に関する条例の規定は，この条例の施行の日以後のごみ処理施設の使用に係る使用料から適用する。

附　則（令和２年７月22日条例第２号）

この条例は，令和３年１月１日から施行する。